

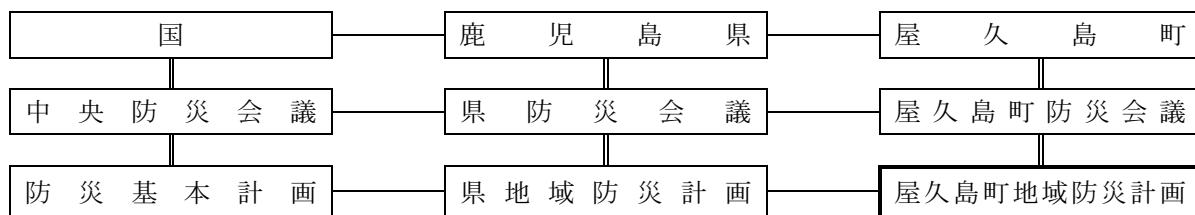
第1編 總 則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

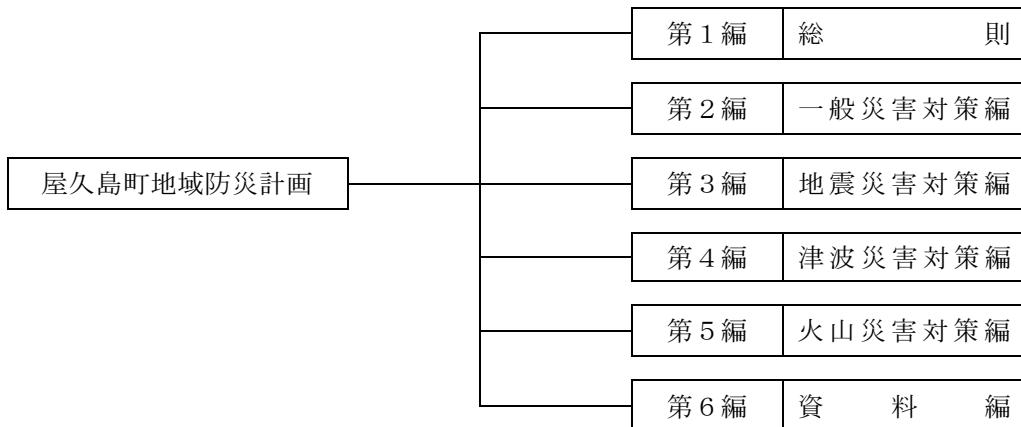
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、屋久島町防災会議が作成する計画であって、町・防災関係機関・住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び屋久島町の防災会議並びに防災計画の体系】



第2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を地震災害対策編、第4編を津波災害対策編、第5編を火山災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第6編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正するものとする。

第4 計画の周知

本計画の内容は、町職員・住民・防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底させる。

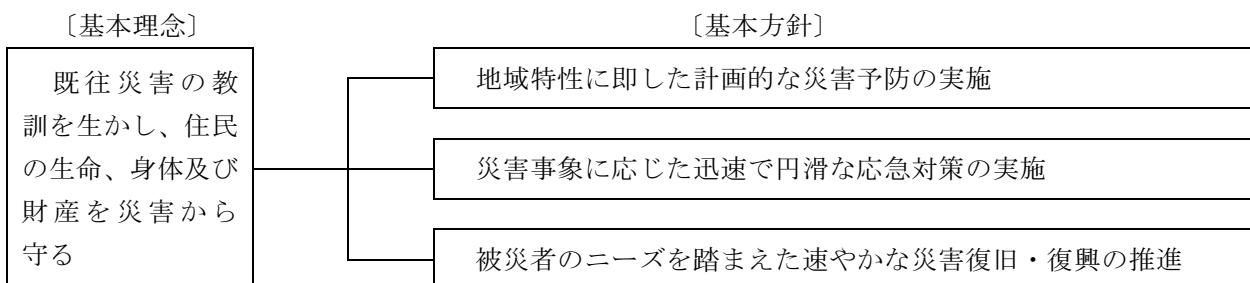
第5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練・研修・広報・その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 計画の理念

屋久島町の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から守る」という町の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える。



1 地域特性に即した計画的な災害予防の実施

屋久島町は、台風、豪雨、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験している。

また、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に即し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対策に備えるための施策と、住民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、防災計画を見直し、備えを充実するよう努める。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意思決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

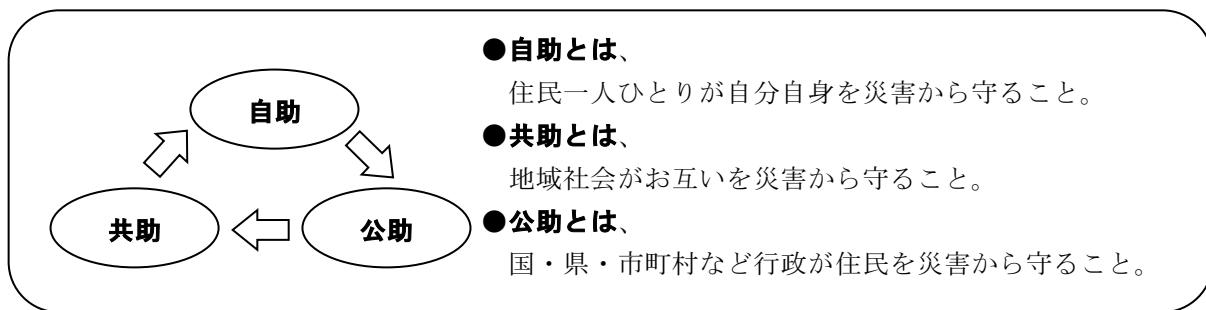
第3節 防災の基本方針

本町は、四方が海に面しており、自然条件からみて台風・高潮・地震・津波等による被害を受けやすく、さらに、口永良部島には活火山新岳があり爆発の危険性をはらんでいる。

これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

「自らの身の安全は、自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者、高齢者・障害者・児童・傷病者・外国人・乳幼児・妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「災害時要援護者」という。）及び旅行者等の救助に努めるとともに、避難所の運営の協力あるいは県・公共機関・地方公共団体等が行っている救助活動に協力するなど、災害支援活動に寄与することが求められる。

災害による被害を減らすためには、「自助・共助・公助」の連携が大切であり、このため町は自主防災思想の普及・徹底を図るものとする。



第1 風水害

本町は、台風や集中豪雨による災害を幾度となく経験しており、この教訓を生かして、まず災害の未然防止の徹底に努めなければならない。そのため、今後の開発計画・森林伐採計画については、防災の視点にたった検討を行うことをはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関・関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命・財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時においては防災行政無線等を活用し、災害対策本部から避難等について的確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

第2 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と民間企業の自衛消防組織の確立を図る。消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化に努める。

第3 地震

本町は、比較的有感地震の発生の少ない地域ではあるが、口永良部島には今なお活火山をかかり、火山性地震の可能性は十分にある。また、東日本大震災をもたらした「東北地方太平洋沖地震」の他、近年、日本列島近海ではマグニチュード7を超える規模の大きい地震が相次いで発生していることから、地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第4 火山災害

口永良部新岳爆発に対する避難対策として、避難脱出港の整備、待避壕の設置を促進するとともに、防災訓練を実施し、住民に危機が及ぶ爆発が生じた場合は、迅速に住民の避難・救助・その他の対策を実施する。

第5 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、要配慮者あるいは旅行者等への万全の安全対策を講ずる。また、町は、防災関係機関・関係団体との連携を密にし、災害発生の際は即応できるよう体制づくりに努める。この際、中山間地域における孤立化集落対策に留意する。

第6 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が実施する防災業務について自発的に協力するものとする。

1 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から自主的に災害に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・県等防災関係機関が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町及び県と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施にあたっては従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第4節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、屋久島町並びに鹿児島県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体・その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 町

町は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
(1) 屋久島町防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) 災害者の救助・医療・感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した町管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教・保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (10) 停電時の復旧作業に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (13) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。 (14) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関すること。	

第2 消防本部

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
熊毛地区消防組合	(1) 屋久島町地域防災計画の作成への協力に関すること。 (2) 屋久島町防災会議委員への就任及び当該会議への参加に関すること。 (3) 防災に係る施設・組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (4) 災害に係る情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。 (5) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (6) 被災施設の復旧に関すること。 (7) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関すること。

第3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) けり災者の救助・医療・感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教・保健衛生・警備対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、斡旋に関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 町が処理する災害事務又は業務の指導、指示、斡旋等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。
屋久島警察署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関すること。

第4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九州財務局 鹿児島財務事務所	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九州農政局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策、災害復旧に係る指導調整助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州森林管理局 屋久島森林管理署	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 保安林・保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材(国有林)の需給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。
九州産業保安監督部	(1) 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関すること。 (2) 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関すること。 (3) 鉱山における災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 (5) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。
九州運輸局 鹿児島運輸支局	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 (4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7) その他、防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
九州地方整備局 鹿児島港湾、空港整備事務所	(1) 港湾・海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮・津波災害等の予防に関すること。 (3) その他、防災に関し整備局の所掌すべきこと。
大阪航空局 鹿児島空港事務所	(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。 (3) 航空機による代替輸送に関すること。 (4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (5) その他、防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台) (名瀬測候所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象、(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第十管区海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。
国 土 地 理 院 九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。
九 州 防 衛 局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

第5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 第 12 普 通 科 連 隊	(1) 人命救助・消防・水防・救助物資・道路の応急復旧・医療・感染症予防・給水等のほか災害通信の支援に関すること。
海 上 自 衛 隊 第 1 航 空 群	(2) その他、防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
郵便事業株式会社 及び郵便局株式会社	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関するこ と。 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
西日本電信電話株式会 社（鹿児島支店）	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）に關 すること。 (2) 救援物資の備蓄と配分に関するこ と。 (3) 災害時の血液製剤の供給に関するこ と。 (4) 義援金の受付に関するこ と。 (5) 災害時の赤十字社奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に關す ること。 (6) 災害時の外国人の安否調査に関するこ と。
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会 及び放送関係機関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に 関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関するこ と。
屋久島電工株式会社 九州電力株式会社 熊毛営業所	(1) 電力施設の整備と防災管理に関するこ と。 (2) 災害時における電力供給確保に関するこ と。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関するこ と。
自動車運送機関 (県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関するこ と。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関するこ と。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関するこ と。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関するこ と。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関するこ と。
熊毛地区医師会	災害時における助産・医療救護に関するこ と。
熊毛郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関するこ と。 (2) 身元確認に関するこ と。
独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関するこ と。 (2) 災害医療班の編成、派遣に関するこ と。 (3) 被災地での医療救護に関するこ と。
鹿児島県看護協会	災害看護に関するこ と。

第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
種子屋久農業協同組合	(1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関すること。 (2) 被災農家に対する資金の融資及び斡旋に関すること。 (3) 災害時における電力供給確保に関すること。
屋久島漁業協同組合	(1) 漁船の遭難防止の対策に関すること。 (2) 被災漁家に対する資金の融資及び斡旋に関すること。
屋久島森林組合	(1) 森林風水害による災害保険斡旋に関すること。 (2) 森林資金導入計画斡旋に関すること。
屋久島町商工会	(1) 被災者に対する衣料・食品の融資及び斡旋に関すること。 (2) 被災会員等に対する資金の融資及び斡旋に関すること。
土地改良区	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
屋久島観光協会	観光客への災害情報の伝達に関すること。
屋久島町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
病院等経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療・助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及び斡旋に関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
屋久島電気設備協同組合及び安房電気利用組合	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

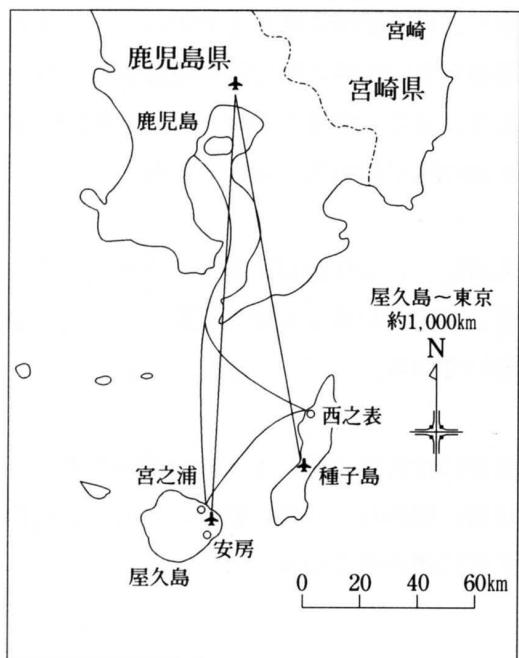
第5節 屋久島町の地勢

本節では、屋久島町の位置、地形・地質及び社会的条件、豪雨・台風、震災並びに火山災害等の災害履歴及び災害特性を示す。

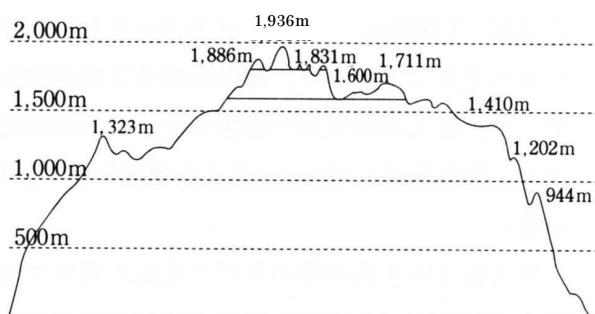
第1 町の位置

屋久島町は、鹿児島市の南方約135km、県本土の南方約60kmに位置する屋久島と、屋久島の西北西約12kmに位置する口永良部島の2島からなり、面積は屋久島が 504.88 km^2 、口永良部島が 35.77 km^2 、計 540.98 km^2 である。

屋久島の位置図



屋久島標高図（南西面から）



所 在 地	東 経	北 緯
鹿児島県熊毛郡屋久島町 小瀬田 469 番地 45	$130^\circ 39' 54''$	$30^\circ 22' 16''$

第2 地形・地質

1 屋久島の地形・地質

屋久島は東西約 28 km、南北 24 km のほぼ円錐状を呈した島で、中央には九州第一の高峰宮之浦岳 (1,936m) をはじめ 1,000m 以上の高峰が 45 座以上あり、岩山が海岸近くまで迫って急峻な地形をなしているが、島の東部及び南部海岸は沿岸から 2 km 内外の幅で海岸段丘が取り巻いている。屋久島は黒潮の影響を受けて気候は温暖であり、また、雨量の多いことは世界的に有名で平均年雨量 8,600mm を超える地域が多い。島内 140 余の河川は流れの急な中小河川で、中央山岳から放射状に流下している。

屋久島は中生代の終わりごろ花崗岩質マグマの貫入活動により隆起が始まり、新生代になって造山活動が活発化し、現在の原形をつくった。砂岩、頁岩等からなる熊毛層群が、全島で多量の貫入を見せた屋久島花崗岩の周辺を環状に取り巻いている。

2 口永良部島の地形・地質

口永良部島は西北西から東南東の方向に長軸をもつひょうたん形をした火山島で、中央部のくびれた部分を境に西部の古期火山群地域と東部の新期火山群地域に分けられ、東部には活火山新岳 (657m) が今なお噴煙をあげている。地表には火山岩が点在しているが、丘陵地帯は緑に覆われ自然の牧野をなし、海岸線は変化に富んでいる。地質的には輝石安山岩及び玄武岩に覆われている。

第3 気候

本町は、年平均気温が 20°C 前後で気温の年較差も小さく亜熱帯型の気候を呈している。これには四方を海に囲まれ付近を流れる黒潮暖流の影響が大きく、この傾向は沿岸部で顕著である。一方、中央部は高山が多くいため冬は積雪に覆われる。

本町の年間降水量は山岳地形の影響もあって、海岸寄りの地域では年間 3,800mm を超え、奥岳地帯では年間 9,000mm~10,000mm を超す降水量があり、日本でも最多雨地域の一つに数えられている。

梅雨期の 5 月末から 7 月にかけては、湿っぽい曇天が続き、気温も高く蒸し暑いのが特徴で、ひとたび雨が降り出すと土砂降りとなることが多い。台風の接近は、6 月から 11 月にかけて見られるが、最も多いのは 8 月で台風の常襲地帯となっている。瞬間最大風速 50m を超える強風や豪雨は、梅雨期の集中豪雨とともに注意を要する。

冬には北西の季節風が強く、しばしば毎秒 15m 以上の暴風となり、交通機関がストップすることもある。

第4 人口

平成 27 年度の国勢調査によると、本町の人口は 12,913 人（男性 6,311 人・女性 6,602 人）であり、65 歳以上の高齢者人口は 4,049 人（構成比 31.4%）である。

世帯数は 6,133 世帯、一世帯あたりの人員は 2.10 人となっている。

集落数・校区数は 26 集落の 9 校区である。

第5 道路の概要

本町の県道は、宮之浦港付近を起終点として、東回りが「主要地方道上屋久屋久線」、西回りが「主要地方道上屋久永田屋久線」となって本町の基幹道路として島内を周回している。また、その他に主要地方道に接続した「屋久島公園安房線」、「白谷雲水峠宮之浦線」、「安房港線」の一般県道 3 路線が配置され、合わせて 5 路線が産業・文化・経済の交流の骨格となっており、町道がこれらを補完する形となっている。しかしながら、一部狭隘で急カーブの箇所があり、大型車両が通行できない箇所、また、中間～栗生間、一湊～永田間においては迂回路が無いため、道路の寸断により孤立集落となる可能性が高い現状にある。

第6 空港・港湾等の概要

空港は、小瀬田地区に所在する第 3 種空港の屋久島空港があり、延長 1,500m、幅 45m の滑走路を有している。

港湾は、県管理の地方港湾が 4 港（宮之浦港、安房港、栗生港、上屋久元浦港）、町管理の地方港湾が 7 港（上屋久永田港、楠川港、楠川港、尾之間港、湯泊港、中間港、湯向港）整備されている。

また、漁港は、県管理の第 4 種漁港が 2 港（一湊漁港、口永良部漁港）及び町管理の第 1 種漁港が 6 港（吉田漁港、志戸子漁港、小瀬田漁港、麦生漁港、原漁港、栗生漁港）整備されている。

第6節 災害の想定

本計画の策定にあたっては、災害対策基本法第2条に定められる災害のうち、特に暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、大規模な火事、その他特殊災害を想定し、規模は災害救助法適用程度（第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照）の災害を想定している。

第1 風水害の想定

町において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

具体的には、既往の風水害のうち、最大規模であった昭和60年（1985年）6月7日の大雨と同程度の豪雨に加え、同年8月31日の台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風をもって想定災害として位置づける。

想定される被害の総括表

災害名／年月日 想定項目		屋久島豪雨 (昭和60年6月7日)	台風第13号 (昭和60年8月31日)
気象概況		<ul style="list-style-type: none">時間最大雨量 122mm（屋久島）7日 18時40分～19時40分日最大雨量 406mm（屋久島）7日	<ul style="list-style-type: none">最大瞬間風速・風向 56.7 m/s（屋久島）東南東 31日1時最大風速・風向 36.5m/s（屋久島）東南東 31日1時
人的被害	死 者 数 行 方 不 明 負 傷 者	一名 一名 一名	一名 一名 2名
建物被害	全 壊 半 壊 一 部 破 損 床上・床下浸水	一戸 一戸 一戸 4戸	一戸 6戸 355戸 161戸

(注) 過去最大規模の気象概況に基づく屋久島全体の被害状況

第2 地震災害の想定

県では、平成24年度から25年度にかけて、次の基本的な考え方に基づき地震等災害被害予測調査を実施し、地震等の災害の想定や、被害の想定を見直すこととし、平成24年度は、地震等の大きさについて想定している。

本節では、以下の内容について記載する。

「想定地震等の位置」

「想定地震等の概要」

「想定地震ごとの地震動の想定結果の概要」

「屋久島町における想定地震ごとの最大震度」

1 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

2 想定地震等の考え方

地震等の大きさは、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に想定することとし、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方に基づき検討を行ったものである。

- ・地域における過去最大級の地震と同レベル以上の地震（基本はM7又はM8）
- ・可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定
- ・本県への影響及び地震等発生の可能性を考慮（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
- ・国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、再検討可能な想定
- ・県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

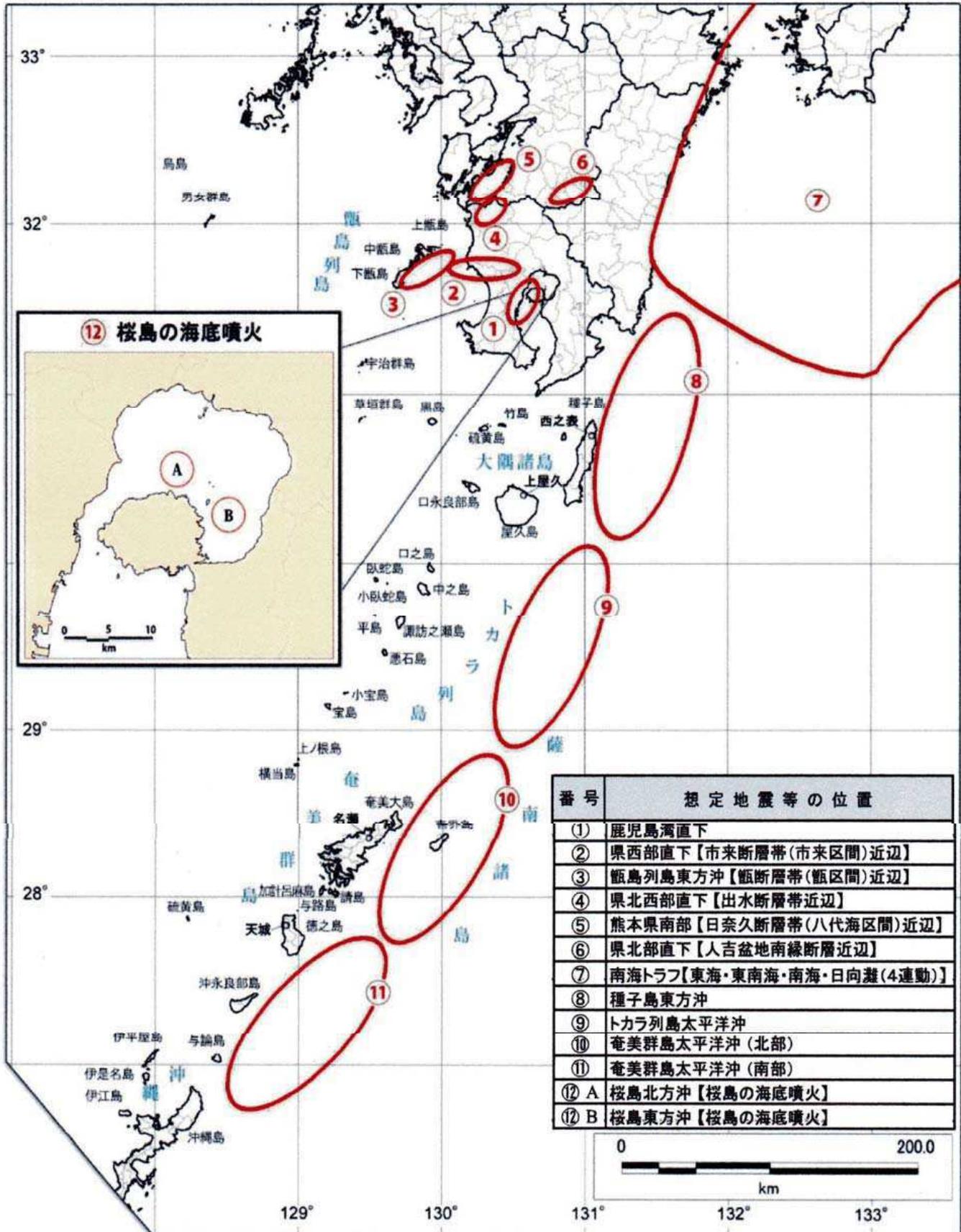


図1 想定地震等の位置

表1 想定震度等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M _J)	モーメント マグニチュード (M _w)	震源断層 上端の震度 (km)	津波 (11津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甑島列島東方沖	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	○
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南緑地断層近辺】	7.1	6.6	2	○
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】	—	震度：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	—	8.2	10	○
⑫	桜島北方沖 A 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
B	桜島東方沖 B 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード (M_J) とモーメントマグニチュード (M_w) について

断層による内陸の地震（番号①～⑥）は、断層の長さ（推定）から、気象庁マグニチュード (M_J) を算出している。

その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。

プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。

表2 想定地震ごとの地震動の想定結果の概要

想定地震等の位置	地震動の想定結果
①鹿児島湾直下	鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度7に、垂水市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
②県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度7に、垂水市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
③甑島列島東方沖	薩摩川内市（甑島）では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部地域で震度6強に達すると想定される。 薩摩川内市（本土）、いちき串木野市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
④県北西部直下 【出水断層帯近辺】	出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、出水市では、一部の地域で震度7に、阿久根市、長島町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 さつま町においても、一部の地域で震度6弱以上の揺れが想定される。
⑤熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑥県北部直下 【人吉盆地南縁地断層近辺】	霧島市、伊佐市、湧水町では、一部の地域で震度5強に達すると想定される。
⑦南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】	本県では、内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度がおおきくなる。 曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑧種子島東方沖	種子島の3市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域では震度6強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑨トカラ列島太平洋沖	中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度6弱に達すると想定される。
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	喜界町では、ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 奄美大島の5市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	徳之島の3町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、徳之島町、天城町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。

表3 屋久島町における想定震度ごとの最大震度

想定地震	① 鹿児島 湾直下	② 県西部 直下	③ 甑島列 島東方 沖	④ 県北西 部直下	⑤ 熊本県 南部	⑥ 県北部 直下	⑦ 南海ト ラフ 【基本 ケース】	⑦ 南海ト ラフ 【東側 ケース】	⑦ 南海ト ラフ 【西側 ケース】
最大震度	4	3	3	3	3	2	4	4	4

想定地震	⑧ 南海ト ラフ 【陸側 ケース】	⑨ 種子島 東方沖	⑩ トカラ 列島太 平洋沖	⑪ 奄美群 島太平 洋沖 (北部)	⑪ 奄美群 島太平 洋沖 (南部)
最大震度	4	6弱	6弱	4	3

第3 津波災害の想定

県では、平成24年度から25年度にかけて、次の基本的な考え方に基づき地震等災害被害予測調査を実施し、地震等の災害の想定や、被害の想定を見直すこととし、平成24年度は、津波等の大きさについて想定している。本節では、「本町における想定津波の波源ごとの最大津波の到達時間及び津波高」について記載する。

表4 屋久島町における想定津波の波源ごとの最大津波

①鹿児島湾直下		②県西部直下		③甑島列島東方沖		⑤熊本県南部	
最大津波		最大津波		最大津波		最大津波	
到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)
104	1.27	123	1.27	114	2.09	—	—

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

⑦南海トラフ (CASE5)		⑦南海トラフ (CASE11)		⑧種子島東方沖		⑨トカラ列島太平洋沖	
最大津波		最大津波		最大津波		最大津波	
到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)
49	10.83	49	12.01	49	4.01	36	6.97

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

⑩奄美群島太平洋沖 (北部)		⑩奄美群島太平洋沖 (南部)	
最大津波		最大津波	
到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)
102	3.21	207	2.12

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

第4 火山災害の想定

本計画の策定にあたっては、町の自然的条件及び社会的条件、過去の火山災害の発生状況を考慮する。

具体的には口永良部島の明確な記録に残る過去最大の噴火による災害時の規模及び被害の程度を現在の状況に鑑み想定する。

本計画が前提とする想定火山災害は、昭和8年の大爆発である。昭和8年12月24日午前4時20分口永良部島は大爆発し、31日まで爆発は続いた。七釜地区一帯の被害が甚だしく、降灰、降焼石で火災が発生し焼死者8名、重傷8名、軽傷17名、焼失家屋36戸の被害を被った。

口永良部島爆発に伴う災害の要因については、とりわけ、噴出岩塊、降下火碎物、泥流・土石流による被害が甚大と予想される。